

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年8月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700057号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1700015号

第1 結論

平成13年*月から平成14年10月までの請求期間及び平成17年11月から平成22年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成13年*月から平成14年10月まで
② 平成17年11月から平成22年6月まで

私は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、全額免除の申請を行った。

時期は覚えていないが、複数回、市役所か社会保険事務所(当時)から国民年金保険料免除の申請書が送られてきたので、提出先は覚えていないが、その都度、当該申請書に記入し、同封されていた返信用封筒で郵送により提出した。全額免除となった旨の通知については、1回だけ受け取った記憶がある。

請求期間①及び②の国民年金保険料について、全額免除の申請を行ったにもかかわらず、未納となっていることに納得がいかないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、市役所か社会保険事務所から送られてきた国民年金保険料免除の申請書に記入し、同封されていた返信用封筒で郵送により提出したと主張しているが、i) 請求者は、当該申請書の様式、当該申請書を提出した時期等について具体的に記憶していないこと、ii) 免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとなっているところ、請求者は、当該申請書を複数回提出したとしているが、全額免除となった旨の通知について1回だけ受け取った記憶があると陳述しており、申請免除の承認の記憶が明確でないことから、請求者の請求期間①及び②に係る保険料免除の申請状況が不明である。

また、請求期間①及び②は合計*か月と長期間である上、請求期間①及び②は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であることに加え、請求期間②は平成14年以降、国に収納事務が一元化された後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の機械化が一層促進されたことを踏まえると、請求期間①及び②について、記録の過誤があったとは考え

難い。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料に係る免除の申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。